

令和7年度 基山町教育プラン



特別史跡基肆城跡(大礎石群)

基山町教育委員会

目 次

令和7年度基山町教育プラン

はじめに	1
令和7年度基山町教育プランの概要	2
持続可能な開発目標（SDGs）について	4
I 「生きる力」を育む学校教育の推進と教育環境の充実	5
1 課題と対応	5
2 施策の展開	5
（1）確かな学力を育む教育の推進	5
（2）豊かな心を育む教育の推進	7
（3）健やかな体を育む教育の推進	8
（4）多様なニーズに応じた教育の推進	10
（5）教育を支える人材と環境の整備	11
II 豊かな文化遺産・伝統文化の保存と継承	13
1 課題と対応	13
2 施策の展開	13
（1）文化遺産・伝統文化の保存と継承	13
（2）文化財の活用と魅力発信	14
III オール基山で子供を育む教育の推進	15
1 課題と対応	15
2 施策の展開	15
（1）感動体験・成功体験を積む教育の推進	15
（2）きやま式伴走型支援の強化	16
（3）防災・防犯・交通安全の意識の向上	17
（4）豊かな心を育む環境の整備	17

はじめに

近年、情報通信技術やＡＩの急速な進展に加え、異常気象による自然災害の増加など、先行きが不透明な時代となってきています。子供たちの将来に関係する職業や働き方についても、技術の進歩や社会の変化で終身雇用や年功序列もなくなりつつあり、テレワークやリモートワークという働き方の誕生、副業やフリーランス、転職者の増加などで人材の流動性も高まるなど、以前とは大きく異なってきています。

一方、学校現場では、国際化、情報化の進展や GIGA スクール構想^{※1}による１人１台端末の登場や教育の DX 化^{※2}、特別な支援を要する児童生徒の増加への対応やいじめ問題や不登校児童・生徒等への対応など、課題も様々です。

このように先がなかなか見えず、いろいろなものが変化していく中、本町では、すべての子供たちにたくましく「生きる力」を育むとともに、ふるさと基山を愛し、誇りをもつことができる子供たちを育てるため、令和７年度『基山町教育プラン』を策定しました。

今年度の教育プランは、令和６年４月に改訂した第３期『基山町教育大綱^{※3}』の内容にそって、学校教育については、児童生徒に「生きる力（知・徳・体のバランスのとれた力）」の育成を目指すことと、特別支援教育を含む多様なニーズに応じた教育の推進を行うこと、教育を支える人材と環境の充実などに努めることとしております。

この教育プランの目標実現に向け、学校・保護者・地域・関係団体等の様々な分野の方々にご協力いただき、「オール基山で子供を育てる教育力の高い町」を合言葉に各施策に取り組むこととし、今後、事業の進捗管理や評価を行うこととします。

これからの社会の変化に主体的に向き合い、よりよい社会の創り手となる児童生徒を育成し、子供たちの未来を切り拓いていくために、教育行政が行う教育環境の整備や人的支援はもちろん、保護者の方々や地域の方々のご協力やご支援が欠かせません。

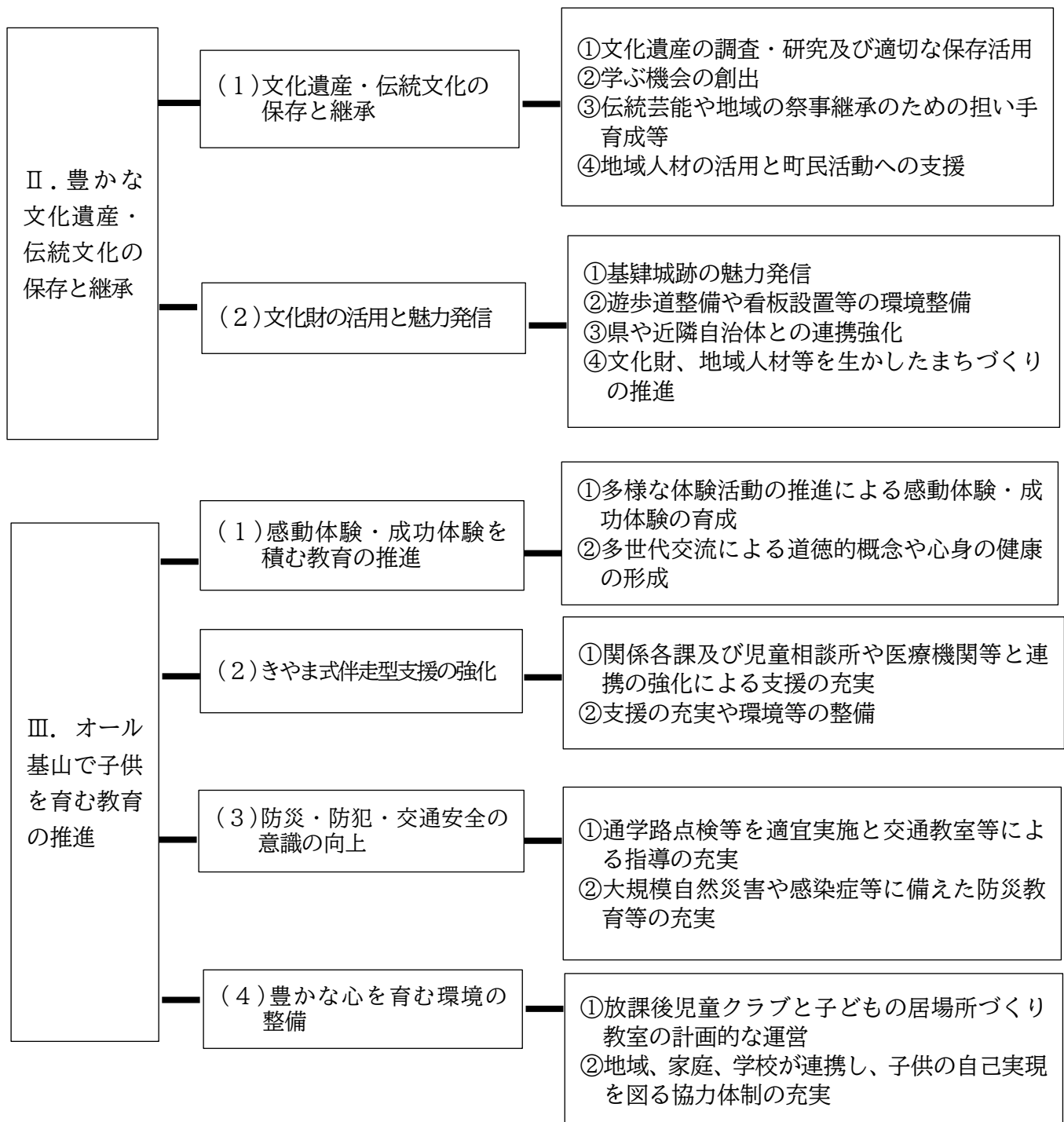
本町の子供たちの教育に携わる者の全てが、その使命と責任の重大さを自覚し、常に研さんに努め、次代を担う子供たちの教育をしっかりと推進し、教育行政の充実、発展に努めることができればと思います。

また、文化財行政では、基肄城跡保存整備計画に沿って国の特別史跡『基肄城跡^{※4}』の保存・整備に努めるとともに、イベント開催や広報活動などで広く、積極的に特別史跡『基肄城跡』を含む文化財の魅力発信に努めてまいります。

基山町教育委員会教育長
柴田昌範

令和7年度基山町教育プランの概要

項目	施策の展開	取組方針
I.「生きる力」を育む学校教育の推進と教育環境の充実	(1) 確かな学力を育む教育の推進	①小中一貫教育の充実等による学力の向上 ②学習意欲の向上や学習習慣の形成の取組 ③学校と家庭との連携強化 ④1人1台端末の積極的な活用
	(2) 豊かな心を育む教育の推進	①学校教育活動全体での「心の教育」の充実 ②勤労生産、体験活動等で豊かな心を育む教育の実践 ③いじめ問題の未然防止や早期発見・早期対応 ④キャリア教育の推進 ⑤人権の尊重及び多様性を認め合う学びや体験の推進 ⑥SDGs、環境問題等の地球規模の課題への理解の促進
	(3) 健やかな体を育む教育の推進	①体力・運動能力の向上に係る取組への支援及び学校体育の充実 ②中学校運動部活動の改革の推進 ③健康教育への意識を高める取組及び保健管理、保健教育等の充実 ④安心・安全でおいしい給食の提供 ⑤家庭や地域との関わりを意識した食育の取組の推進
	(4) 多様なニーズに応じた教育の推進	①特別支援教育の充実 ②グローバル社会に対応できる人材の育成及び国際理解教育の充実 ③国際化の進展による日本語指導を必要とする児童生徒への対応 ④不登校児童生徒及び家庭への支援強化
	(5) 教育を支える人材と環境の整備	①学校施設・設備の充実や学習環境の整備 ②危機管理能力、危険予測能力、危機回避能力等の向上を図る取組 ③地域とともにある学校づくりの推進 ④学校規模の適正化に関する周知等の徹底 ⑤教職員の多忙化問題の解消 ⑥就学援助制度や育英資金等の周知徹底





【持続可能な開発目標（SDGs）について】

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2030年を期限とする開発目標です。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、先進国も含めて国際社会全体で取り組むこととされており、政府組織のみならず、社会のあらゆる主体が積極的な役割を果たすことが期待されています。SDGsの取組で、貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決を目指します。SDGsの目標は相互に関連しています。誰一人置き去りにしないために、2030年までに各目標・ターゲットを達成することが重要です。

本町では、児童生徒に各教科の学びだけでなく、国際理解教育、環境教育、人権教育などをととして、SDGsを意識した学びや現代社会の様々な課題を自分たちのこととして捉えさせ、他者と協働し、持続可能な社会につながる新たな価値観や行動を生み出す力を育成していきます。



目標1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

目標2 飢餓をゼロに

目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

目標4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

目標6 すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する

目標7 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

目標8 すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する

目標9 レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る

目標10 国内および国家間の不平等を是正する

目標11 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

目標12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する

目標13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

目標14 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

目標15 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

目標16 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する

目標17 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

基山町教育委員会は教育行政の企画・推進等にSDGsの考え方を取り入れ、持続可能な社会づくりを目指します。

I. 「生きる力」を育む学校教育の推進と教育環境の充実



1 課題と対応

現在、子供たちを取り巻く社会環境は、グローバル化や情報化、少子高齢化など大きく変化しています。学校においても、いじめ・不登校問題、特別な支援を要する児童生徒や外国人児童生徒への対応、学力向上の対策、家庭の貧困による教育格差、心身の健康問題など、教育の課題は複雑で多岐にわたっています。

これらの諸課題に対応するため、学校と教育行政だけでなく、地域や家庭も一体となって課題解決に取り組み、子供たちの心身の健全な成長を支援していく必要があります。

まず、学力面では「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等に取り組んでいく必要があります。さらに、グローバル化が急速に進んでいる今日、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えた人材を育成するため、小学校英語専科教員やALT※5の活用等を行いながら、英語教育の充実を図ることも大切です。

こうした「知育の面」だけでなく、道徳教育や体験活動、人権・同和教育などを含めた「心の教育」の充実や「体力の向上」、「健康教育」、「食育の充実」などを図ることも大切です。

また、増加傾向にある特別な支援を要する児童生徒への対応、不登校児童生徒への支援なども喫緊の課題であり、それぞれのニーズに応じたきめ細やかな対応を行っていく必要があります。

また、基山町の「たから」である子供たちの豊かな学びや学校生活を実現させるためには、子供たちの安全・安心な質の高い環境づくりを目指す必要があります。教育内容・指導方法の変化に対応した環境づくりや施設・設備の整備、国際化に向けての英語教育やICT教育※6の実践にむけた学校施設・設備や学習環境の整備を行っていきます。

2 施策の展開

(1) 確かな学力を育む教育の推進

指導方法の工夫・改善や教材・教具等の工夫などに取り組むことで学力向上を目指していきます。また、教育の更なる質の向上に向け、授業の検証・改善を行うとともに、ICT利活用教育を推進していきます。特にタブレット端末の活用で、一人一人の特徴や実態に応じて学習課題や教材に取り組ませるなどして、「個別最適な学び」や「協働的な学び」が実現できるように努めていきます。

なお、「ChatGPT※7」などの生成AIについては、状況に応じた活用方法を検討していきます。

【取組方針①】 小中一貫教育の充実等による学力の向上

小中一貫教育の取組をととして、児童生徒に確かな学力を身につけさせ、自ら考える力や表現力等の育成に努めます。また、児童生徒の学力の現状把握と評価分析を行い、各学校の検証・改善サイクルの取組を支援します。

◆具体的な取組事項

- ・ 全国学力学習状況調査結果の分析及び公表
- ・ 各学校の学力向上対策取組方針の策定
- ・ 研究授業や小中一貫教育の研修会の実施による指導力の向上

【取組方針②】 学習意欲の向上や学習習慣の形成の取組

放課後補充学習※8等をととして、学ぶ楽しさや学ぶ意義を感じさせ、学習意欲の向上や学習習慣の形成につなげます。

◆具体的な取組事項

- ・ 小学校放課後補充学習事業等の実施
- ・ 中学校での放課後補充学習の実施
- ・ 小中一貫教育による家庭学習習慣の定着を図る取組

【取組方針③】 学校と家庭との連携強化

家庭学習の手引きを活用し、学校と家庭との連携強化を図ります。

◆具体的な取組事項

- ・ 家庭学習の「習慣化」を図るための宿題の出し方等の工夫
- ・ 家庭学習の手引きの活用と家庭学習の強化週間の設定

【取組方針④】 デジタル教材や1人1台端末の積極的な活用

デジタル教材や1人1台端末等の活用で教育のDX化を進め、一人一人の多様な状況やニーズに応じた取組を実施するなどして学力向上につなげます。

◆具体的な取組事項

- ・ 1人1台端末持ち帰り学習の定着
- ・ 1人1台端末のドリル学習ソフトの積極的な活用
- ・ 授業支援ソフト※9の活用による協働的な学びの実践の推進
- ・ 教職員のタブレット端末スキルアップ研修の実施
- ・ 情報活用能力の育成を図るプログラミング教育※10の実施

(2) 豊かな心を育む教育の推進

道徳教育や生徒指導を充実させるなど、学校の教育活動全体を通して児童生徒の豊かな心の育成に取り組んでいきます。また、今後グローバル化が進展する中で、様々な人々と相互に尊重しながら生きることや、社会の一員として自分にできること、自分がすべきことについて考えたり実践したり体験活動を行ったりすることで、心豊かな人材を育成していきます。

さらに、各学校で教育目標や運営方針の中に人権教育のねらいを位置付け、すべての教職員で共通理解を図っていき、児童生徒に人権意識を高める取組を行っていきます。

【取組方針①】学校教育活動全体での「心の教育」の充実

道徳教育や体験活動、人権・同和教育を核としながら、学校教育全体での心の教育の充実を引き続き推進します。

◆具体的な取組事項

- ・ 「特別の教科道徳」の授業で「考え、議論する」道徳の推進
- ・ 教職員を対象とした、人権意識の向上のための人権・同和教育に関する研修会に年1回以上の参加

【取組方針②】勤労生産、体験活動等で豊かな心を育む教育の推進

地域の方々との交流や勤労生産的な活動など、実際に経験や体験する活動を大切にして児童生徒の豊かな心を育みます。

◆具体的な取組事項

- ・ 総合的な学習体験（米づくり、しめ縄づくり、職場体験、車いす体験、手話講座、キッズ認知症サポーター養成講座等）の実施
- ・ 「子どもの居場所づくり教室※¹¹」の継続的開催

【取組方針③】いじめ問題の未然防止や早期発見・早期対応

いじめ等の問題に対して、未然防止や早期発見・早期対応などの校内体制の構築を行い、関係機関との連携の強化等に取り組めます。

◆具体的な取組事項

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識の徹底
- ・ 心の健康観察やアンケート実施等によるいじめの発生等についてきめ細かな状況把握
- ・ スクールカウンセラー※¹²や教育相談担当などの連携及び組織体制の構築
- ・ 保護者や関係機関との連携による早期解決、解消へ向けての取組の実施

【取組方針④】キャリア教育※13の推進

学級や集団の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくなどして教育の推進を図ります。

◆具体的な取組事項

- ・ 地域との連携・協力による中学校における職場体験学習の実施
- ・ 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体をと
おした社会的、職業的自立に必要な基盤となる能力、態度の育成

【取組方針⑤】人権の尊重及び多様性を認め合う学びや体験の推進

人権週間、人権集会等の取組や教育活動全体を通じ、性別、年齢、国籍、障がいの有無などによる差別をなくし、人権を尊重し、多様性を認め合う学びや体験を推進します。

◆具体的な取組事項

- ・ 性的マイノリティ※14に関する理解の推進や人権週間、人権集会の実施
- ・ 子供たちの発達段階に応じ、多様な考え方や生き方があることを知らせるための読書の推奨
- ・ 「特別の教科道徳」及び各教科で知性や感性を高め、豊かな創造力や読解力、思考力、表現力を育む教育の推進

【取組方針⑥】SDGs、環境問題等の地球規模の課題への理解の促進

持続可能でよりよい世界を目指す17の国際目標（SDGs）を理解し、環境問題等の地球規模の課題を自分ごととして捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす人材育成を目指します。

◆具体的な取組事項

- ・ SDGsへの理解を高め、理科、社会科、総合的な学習の時間などを使った環境教育等の実施
- ・ ごみの減量化、節電、リサイクル等の意識の高揚と実践

（３）健やかな体を育む教育の推進

生涯にわたってたくましく健やかに生きるためには、運動の楽しさや特性に触れさせ、小学生の頃から運動の習慣化を図ることが大切です。また、感染症、アレルギー疾患、性に関する問題等、学校だけでは解決できない現代的な健康課題に対応していくためには、家庭と連携した指導の充実を図る必要があります。

さらに児童生徒が食の大切さを理解し、望ましい食習慣の形成ができるように、給食時間だけでなく、教育活動全体をとおして食育を推進する必要があります。

【取組方針①】 体力・運動能力の向上に係る取組への支援及び学校体育の充実 各学校で児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組が行われるよう支援するとともに、学校体育の充実を図ります。 ◆具体的な取組事項 ・ 体力テスト結果から体力に関する実態の把握 ・ 体育の授業の改善や運動習慣の定着を図るための取組の実施 ・ 水泳授業の民間委託事業のスムーズな実施
【取組方針②】 中学校運動部活動の改革の推進 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン※15」にしたがって、学校と地域の連携を深めた新たな部活動のスタイルを段階的に取り入れるなど、中学校運動部活動の改革を進めます。 ◆具体的な取組事項 ・ まちづくり課との連携による部活動の地域への移行の推進 ・ 部活動指導員、外部指導者、外部コーチ等の地域人材の拡充 ・ 部活動地域展開に向けた体制の整備
【取組方針③】 健康教育への意識を高める取組及び保健管理、保健教育等の充実 児童生徒の健康の保持増進を図るため、家庭や地域の関係機関等との連携により、健康教育への意識を高めるとともに、学校保健計画に基づき、保健管理や保健教育等の充実に取り組めます。 ◆具体的な取組事項 ・ 歯と口の健康づくりのためのフッ化物洗口、給食後の歯磨き等の実践 ・ 外部講師を活用した薬物等乱用防止教室や防煙教室等の実施 ・ 学級活動の時間等を使った食生活や生活習慣の乱れ、運動不足等による生活習慣病の未然防止教育の実施
【取組方針④】 安心・安全でおいしい給食の提供 安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。 ◆具体的な取組事項 ・ 栄養のバランスを考えた献立の提供と地産地消の取組の強化 ・ 食物アレルギーをもつ児童生徒へのアレルギー対応食の提供 ・ 保護者等に給食への理解や関心を高めるための給食試食会の実施
【取組方針⑤】 家庭や地域との関わりを意識した食育の取組の推進 学校給食において地場産物の食材を積極的に活用し、また家庭や地域との関わりを意識した食育の取組を推進します。 ◆具体的な取組事項 ・ 給食便り、食育だよりの配布による家庭、地域への食育の啓発 ・ 学級活動や給食週間を通して学校給食の意義や役割について理解させる取組 ・ 給食試食会の実施などで保護者、地域住民の方に給食への理解と関心を高める取組 ・ 食料の生産等に当たる人々への感謝や生産者の努力を身近に理解することができる地元食材を使った給食の提供

(4) 多様なニーズに応じた教育の推進

特別な支援を必要とする児童生徒の増加等に対応し、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援を行い、特別支援教育の更なる充実を図ります。

また、グローバル化が急速に進んでいることから、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えたこれからの時代を生きぬく人材の育成に努めていきます。環境問題についても身近で大切なことと捉え、その解決方法を自ら考え、行動できる人材育成を目指します。一方で、国際化が進み、日本語指導を必要とする児童生徒も増えてきていることから、その対応も行っています。

また、子供たちを取り巻く環境や課題は複雑化・多様化しており、不登校の児童生徒数も年々、増加の傾向にあります。不登校への対応にあたっては、児童生徒一人一人やその保護者に寄り添った支援が大切であり、家庭や地域、関係機関等と連携しながら支援していく必要があります。

【取組方針①】 特別支援教育の充実

特別な支援を要する子供がその能力を最大限発揮して学習できるよう、実態に即した教育課程の編成等や環境整備に努めます。

◆具体的な取組事項

- ・ 特別支援教育支援員の確保及び専門性を高める研修会の実施
- ・ 特別支援学級及び通級指導教室での指導の充実のため巡回指導等の実施
- ・ 指導主事による教育課程の編成等や環境整備への指導・助言
- ・ 就学相談会等での通級指導教室に関する保護者への情報発信の強化

【取組方針②】 グローバル社会に対応できる人材の育成及び国際理解教育の充実

グローバル社会に対応できる伝統・文化の理解、表現力・コミュニケーション能力の育成などで、世界に目を向けることができる児童生徒を育てます。また、外国語を使ってコミュニケーションすることを楽しみ、自己の考えなどを主体的に発信できる児童生徒の育成を目指します。

◆具体的な取組事項

- ・ A L Tを活用した教育活動の推進
- ・ 英語力向上のための英検IBAテストの実施(小6～中3)、英検テストの実施(中3)及び年間1回の受験料全額補助制度の実施
- ・ 小学校英語専科配置による英語教育の推進
- ・ オンライン環境、教材を生かしたコミュニケーション活動の実施

【取組方針③】 国際化の進展による日本語指導を必要とする児童生徒への対応

国際化の進展により、日本語指導を必要とする児童生徒については、個別の支援等を行うように環境を整えます。

◆具体的な取組事項

- ・ 日本語の個別指導を必要とする児童生徒への特別非常勤講師による支援の実施

【取組方針④】不登校児童生徒及び家庭への支援強化

学校への登校が難しい児童生徒の支援をするために、基山町教育支援センター（まいる一む）※16 で子供たちの自立への支援や学習支援等を行います。また、不登校の未然防止や早期対応に組織的に取り組みます。

◆具体的な取組事項

- ・ 別室における学校生活支援体制の充実（基山中学校、基山小学校）
- ・ 加配教員（基山中学校）及び教育支援センター「まいる一む」支援員による不登校子供たちへのきめ細かな支援の実施
- ・ 不登校児童生徒への1人1台端末を活用した学習支援

（５）教育を支える人材と環境の整備

学校が、児童生徒にとって楽しく学び、安心して生活できる場となるよう安心・安全で質の高い環境づくりを行うことが必要です。そのため、施設・設備の必要な整備を行うとともに人的配置についても適切に対応していきます。

また、学校に対する多様なニーズや部活動等で教職員に過重な負担がかかっている部分については、今後、質の高い学校教育を持続、発展させるために見直しの必要な部分がないかを見極めるなどして、働き方改革を進める必要があります。

さらに、地域とともにある学校づくりを進めるため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を核とした学校と地域の連携・協働を図っていきます。

【取組方針①】学校施設・設備の充実や学習環境の整備

学校施設・設備の充実や学習環境の提供に計画的に取り組めます。

◆具体的な取組事項

- ・ 学校施設・設備の毎月1回の安全点検の実施とその対応
- ・ 授業で1人1台端末などのICT機器の有効活用ができる教育環境の整備
- ・ Wi-Fi環境がない家庭へのオンライン学習ができる環境の整備
- ・ 老朽化した中学校体育館の建て替え等の検討

【取組方針②】危機管理能力、危険予測能力、危機回避能力等の向上を図る取組

登下校時及び校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、教職員の危機管理能力を高めるとともに、各種避難訓練等を実施することで児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させます。

◆具体的な取組事項

- ・ 火災、地震、不審者対応の避難訓練による危機管理意識の育成
- ・ ヘルメットの購入補助による交通安全意識の高揚
- ・ 大雨、洪水等が発生した場合の危険箇所の児童生徒への周知

【取組方針③】 地域とともにある学校づくりの推進

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）※17 を核とした地域との連携・協働を行うことで、地域とともにある学校づくりを目指します。

◆具体的な取組事項

- ・ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を生かした地域との連携強化
- ・ 地域資源・人材を生かした環境美化活動、体験活動等の実施

【取組方針④】 学校規模の適正化に関する周知等の徹底

若基小学校の小規模特認校※18 としての魅力を高めるとともに、制度の周知を行うなどして、学校規模の適正化に努めます。

◆具体的な取組事項

- ・ 入学前の園児に対する制度周知徹底
- ・ 小学校2校の学校規模の適正化へ向けた取組の継続
- ・ 制度利用者への制服代の援助制度、コミュニティバス代補助の周知徹底
- ・ 若基小学校のさらなる魅力アップに関する検討

【取組方針⑤】 教職員の多忙化問題の解消

豊かな子供の成長のため教職員の多忙化を解消し、子供たち一人一人に寄り添える環境を整えます。

◆具体的な取組事項

- ・ 長期休業中の学校閉庁日の設定
- ・ 欠席連絡のデジタル化をはじめとする教育のDX化による業務改善の推進
- ・ 下校時刻等の見直しによる残業時間の縮減
- ・ 校務DXの推進、ゼロトラスト環境による業務効率の向上

【取組方針⑥】 就学援助制度※19や育英資金※20等の周知徹底

就学援助制度や育英資金等の周知徹底を行います。

◆具体的な取組事項

- ・ 保護者説明会、広報きやま、町のホームページ等を活用して、就学援助や育英資金制度について周知の徹底

Ⅱ. 豊かな文化遺産・伝統文化の保存と継承



1 課題と対応

特別史跡「基肄城跡」をはじめとする基山町の文化遺産や伝統文化は、「たから」であり、ふるさとの歴史や文化を再認識することができる貴重なものです。これらを生かしたまちづくりのため、積極的に保存・活用をしていく必要があります。

また、民俗芸能等は、少子高齢化の影響や感染症の影響で3年間中止となったことにより次世代の担い手の不足も懸念されており、伝統芸能等の継承を行っていくことが課題となってきています。

また、日本最古の本格的な山城である特別史跡「基肄城跡」の災害復旧工事を着実に終わらせることと、町民の歴史学習や日常的な憩いの場、地域活動の拠点として、また魅力ある観光資源として生かすことができるよう、遺構の保存修理、活用を行っていく必要があります。

2 施策の展開

(1) 文化財遺産・伝統文化の保存と継承

文化遺産とは、町民が未来へ伝えていきたいモノやコトなどを指します。文化遺産には、特別史跡基肄城跡や千塔山遺跡出土青銅製鋤先※²¹などの文化財、御神幸祭や園部くんち、ホンゲンキョウ※²²などの伝統行事、各地域にのこる民間行事や建造物なども含みます。これらの文化遺産を再発見・再認識し、後世に継承します。また、町の歴史や文化遺産等を子供たちに伝えていくことで、ふるさと基山を誇りに思い、愛する児童生徒の育成に努めます。

【取組方針①】文化遺産の調査・研究及び適切な保存活用

文化遺産の調査・研究を進め、基山町歴史的風致維持向上計画も活用しながら、後世に引き継ぐことができるよう適切な保存・活用を図ります。

◆具体的な取組事項

- ・ 特別史跡基肄城跡保存整備基本設計前期計画の整備に伴う測量及び調査
- ・ 基山町歴史的風致維持向上計画に基づく事業の推進
- ・ 文化財調査の成果に関する報告書の作成及び展示公開

【取組方針②】学ぶ機会の創出

学び知る機会を増やすため、展示や講座、小中学校への出前授業などの取組を推進します。

◆具体的な取組事項

- ・ 文化財・文化遺産の調査や整理などの成果を活かした普及啓発
- ・ ふるさと基山を愛する児童生徒を育てるバスハイク等の実施
- ・ 各区公民館、小中学校での出前授業の実施

【取組事項③】 伝統芸能や地域の祭事継承のための担い手育成等

伝統芸能や地域の祭事などを継承するため、子供たちをはじめとする担い手の育成や用具の維持などを支援します。

◆具体的な取組事項

- ・ 町指定重要無形民俗文化財「御神幸祭※²³、園部くんち※²⁴」について町内外への広報、周知
- ・ 基山町民俗芸能保存会との連携による用具整備、次世代継承への支援

【取組事項④】 地域人材の活用と町民活動への支援

学び親しみながら次世代へ伝えていくため、文化遺産ガイドなどの人材育成や町民活動を支援します。

◆具体的な取組

- ・ ボランティアガイドの育成と活動への支援
- ・ きやま創作劇の活動への支援

(2) 文化財の活用と魅力発信

町の史跡や文化財の魅力について全世代に分かりやすく情報を発信するとともに佐賀県や関係する自治体とも連携・協力をして、広く周知を図っていきます。特に特別史跡「基肄城跡」の知名度向上に努めます。

また、歴史的風致維持向上計画※²⁵に基づき、魅力と活力ある未来を創造していきます。

【取組方針①】 基肄城跡の魅力発信

基肄城跡の魅力発信のため、ホームページの活用をはじめ、広報活動に力を入れます。

◆具体的な取組事項

- ・ 基肄城跡関係に関するホームページ記事の情報整理及び情報発信
- ・ 基肄城跡の魅力発信や周知のためハイキングや展示の実施
- ・ 文化遺産ガイドボランティアの育成
- ・ 史跡散策環境保全のため、民間団体の育成を通じた基山（キザン）の樹林環境整備
- ・ 基肄城跡顕彰建造物、通天洞※²⁶等の保存整備へ向けての検討

【取組方針②】 遊歩道整備や看板設置等の環境整備

多くの方々に基肄城跡を訪れていただけるよう遊歩道整備や看板の整備等を行っていきます。

◆具体的な取組事項

- ・ 山頂や南門跡及び遊歩道の整備
- ・ 地元ボランティア団体との連携による既存看板等の整備推進

【取組方針③】県や近隣自治体等との連携強化

佐賀県や近隣自治体等とも連携・協力をして、基肄城跡の知名度向上を図っていきます。

◆具体的な取組事項

- ・ 基肄城跡の保存整備や知名度向上を図るため、九州国立博物館を始め、佐賀・福岡両県や近隣の市町との連携

【取組方針④】文化財、地域人材等を生かしたまちづくりの推進

歴史的風致維持向上計画に基づいて計画的に事業を行うなどして、文化財等を利活用したまちづくりを推進していきます。

◆具体的な取組事項

- ・ 基肄城跡や大興善寺、長崎街道などについての紹介等を行うガイダンスセンター建設の検討※27
- ・ 大興善寺の本堂・拝堂の保存修理及び四か国語対応の解説サインの整備
- ・ 文化遺産ガイドボランティア養成講座のフィールドを木山口町とし、長崎街道の周知化を図るための文化遺産マップの作成や解説サインの設置

Ⅲ オール基山で子供を育む教育の推進



1 課題と対応

基山町では「オール基山で人を育てる教育力の高いまち」を目指し、地域住民の皆様にも児童生徒の登校や下校の見守りをはじめ、地域社会で一体となって子供たちの成長を見守っていただいています。

今後も、学校、地域、保護者と連携強化を図りながら、オール基山で町の「たから」である児童生徒の心身の健全な育成のために地域一丸となつての様々なニーズの把握等に努め、さらなる子育て支援の充実を目指していきます。令和6年4月に基山町では、県内初となる「こども家庭センター※28」を役場の保健センター内に設置をしました。その機能を生かして、これまで以上に関係各課、各機関とも連携や協力を行いながら、教育環境や支援の充実等に努めてまいります。

2 施策の展開

(1) 感動体験・成功体験を積む教育の推進

子供たちが社会との関わりを自覚しながら、自ら感じ学びとる力を育成していくために、家庭、学校、地域住民、関係機関等が連携協力していく必要があります。子供たちが様々な体験を積み、また、自らの目標や課題を設定し、それに向かって主体的に行動できるように地域が一丸となつて支える体制を構築していきます。

【取組方針①】多様な体験活動の推進による感動体験・成功体験の育成
家庭、学校、地域、団体、行政などが一体となって、子供たちの多様な体験活動を推進し、感動体験・成功体験を育み、子供たちの自己肯定感を高めます。

◆具体的な取組事項

- ・ しめ縄づくり、田植え、稲刈り、餅つき体験等の実施

【取組方針②】多世代交流による道徳的観念や心身の健康の形成

子供たちが自主性・社会性を身につけられるよう地域の活動に参加できるような機会の充実を図るとともに、活動への参加を促し、多世代での交流により道徳的観念や心身の健康が形成されるように努めます。

◆具体的な取組事項

- ・ 子供たちへの町重要無形民俗文化財指定行事の継承及びチラシ等による周知
- ・ 学校へ地域の方を招いての子供たちとの交流行事の実施

（２）きやま式伴走型支援の強化

家庭、幼児教育・保育施設、学校、地域、子育て世代包括支援センター※29、専門機関等と連携して、子供や子育て世帯に伴走し寄り添いながら継続的に関わり、つながりや信頼関係を築いていました。今後も、潜在的な支援ニーズの把握に努め、「支援を届ける」姿勢で積極的に関わっていくことを心がけていきます。

令和6年4月に「こども家庭センター」を設置しました。今後、妊産婦、子育て世帯、子どもの誰一人取り残すことのない、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制を確立できるように、きめ細かな子育て支援を推進していきます。

【取組方針①】関係各課及び児童相談所や医療機関等と連携の強化による支援の充実
家庭環境や発達段階で支援の必要性が高い子供たちに対して、児童相談所や医療機関等の関係機関と連携を強化し、支援の充実を図ります。

◆具体的な取組事項

- ・ 学校と関係各課、関係各機関との連携及び情報交換
- ・ 必要に応じて学校と関係各課や各機関の関係者を集めたケース会議の実施

【取組方針②】支援の充実や環境等の整備

子育て支援のさらなる充実を図るとともに子育て環境等の整備に努めます。

◆具体的な取組事項

- ・ 不登校児童生徒への学習の場、居場所づくりとして学校に別室指導の場や基山町教育支援センター（まいる一む）の設置による支援
- ・ いじめ、虐待、ヤングケアラー※30の早期発見、実態把握等に努めるため教育相談体制の充実
- ・ 準要保護家庭、多子世帯への給食費補助と給食食材高騰分の補助

（３）防災・防犯・交通安全の意識の向上

安心・安全なまちの環境づくりに向けて、日頃から防災意識の向上や見守り隊の活動促進、交通安全指導員の組織強化等を図り、地域一体となった防犯、防災等の取組を推進していきます。

【取組方針①】通学路点検等を適宜実施と交通教室等による指導の充実

通学路点検等を適宜行い、安心・安全に通学できる通学路を整備するとともに、交通ルールについて、学校や地域での指導の強化を図ります。

◆具体的な取組事項

- ・ 各学校、P T A、地域と危険箇所の把握と通学路合同点検の実施
- ・ 各学校における交通安全教室の実施

【取組方針②】大規模自然災害や感染症等に備えた防災教育等の充実

防災教育を実施するとともに、大規模自然災害や未知の感染症拡大等が発生した際に備え、関係機関と連携をとり、子供たちが安全に学校生活を送れるよう学習環境を整えます。

◆具体的な取組事項

- ・ 火災や地震を想定した避難訓練の確実な実施
- ・ 大雨、台風時の河川へ近付かない等について適宜指導
- ・ 感染症等に備えた予防対策及び保健指導の徹底

(4) 豊かな心を育む環境の整備

子供たちの自ら学ぶ意欲を育み、自身の能力を思うままに伸ばすために必要な環境づくりを目指し、地域や家庭や学校等が連携、協力し、地域の人々との交流や相互理解をとおして、多様な価値観や豊かな心を育むことができるように、町内の様々な施設や制度を安心して利用できる雰囲気づくりを推進していきます。

【取組方針①】放課後児童クラブ※³¹と子どもの居場所づくり教室の計画的な運営

子供たちが放課後や土曜日に安心して過ごすために、放課後児童クラブと子どもの居場所づくり教室の計画的な運営に努めます。

◆具体的な取組事項

- ・ 放課後児童クラブの環境整備と人的配置の充実
- ・ 地域人材を生かした「子どもの居場所づくり」での交流、体験活動の実施

【取組方針②】地域、家庭、学校が連携し、子供の自己実現を図る協力体制の充実

子供の成長・発達段階に合わせて地域、家庭、学校が連携し、子供の自己実現を図れるよう、協力体制の充実を図ります。

◆具体的な取組事項

- ・ 総合教育会議などを通じた関係各課との連携、協力の推進
- ・ 3校P T Aと教育委員会との教育懇談会の実施

用語解説

※1 GIGA スクール構想 (P.1)

文部科学省が進める、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現するための取組。

GIGAはGlobal and Innovation Gateway for Allの頭文字をで、「すべての児童・生徒にグローバルで革新的な扉を」という意味が込められている。

※2 教育のDX（デジタル・トランスフォーメーション）化 (P.1)

学校が、デジタル技術を活用して、カリキュラムや学習のあり方を革新するとともに、教職員の業務や組織、プロセス、学校文化を革新し、時代に対応した教育を確立すること。

※3 基山町教育大綱 (P.1)

教育大綱とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、地方公共団体の長が、長と教育委員会で構成する総合教育会議で協議し、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針などを定めるもの。基山町では第3期基山町教育大綱(令和5年度～8年度)を令和5年11月に策定した。

※4 特別史跡基肆城跡 (P.1)

天智4年(665年)に大野城跡とともに築かれた日本最古の本格的な山城で、構造上の特徴から「朝鮮式山城」と呼ばれている。白村江の戦いで大敗した後、大宰府を中心とした北部九州の防衛の一つとして築城された。基山(きざん：標高約405m)とその東峰(標高327m)とを土塁と石塁で囲み

その内側の尾根上にこれまでに約40棟の建物が確認されており、主に武器や食糧などが蓄えられたと考えられている。

現在は「礎石群」と呼ばれる柱を据えた基礎石を見ることができる。これまでに建物に葺かれた瓦や生活容器として使われていたと考えられる土師器・須恵器などが出土している。昭和12年12月に国史跡、昭和29年3月に国の特別史跡に佐賀県内で初めて指定され、国を代表する史跡の一つとなっている。

※5 ALT (P.5)

「ALT」とは、外国語が母語である外国語指導助手のこと。Assistant Language Teacherの略称。小学校や中学校に教育委員会から配置している。子供たちの英語発音や国際理解教育の向上を目的として、授業を補助する役割を担っている。

※6 ICT教育 (P.5)

ICTは、Information and Communication Technologyの頭文字をとった言葉で、パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用した教育手法である。

※7 ChatGPT (P.5)

米新興企業のOpenAIが公開した自然な文章を生成する人工知能(AI)で2022年の公開以降、注目されている。令和5年7月の時点では、教育現場における利用の基本的な考え方として「現時点では活用が有効な場面を検証しつつ、限定的な利用から始めることが適切」との見解を文部科学省は示している。

※8 放課後補充学習 (P.6)

放課後に学校施設を利用し、毎週水曜日に小中学校で実施している。小学校では民間進学塾「英進館」

が3年生と6年生を対象に算数の授業を実施し、主体的な学習の仕方を身につけさせ、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図っている。中学校では1～3年生を対象に実施している。

※9 授業支援ソフト (P.6)

授業支援ソフトとは、ICTで児童生徒の学びを促進しながら教師の授業運営をサポートする端末に入ったソフトウェアのこと。「授業支援ツール」「授業支援サービス」「授業支援システム」「授業支援クラウド」と呼ぶこともある。教師はこのソフトの活用により、リアルタイムで学習状況やテスト結果など確認でき、評価やアドバイス等に役立てることができる。また児童生徒も考えを友達と共有できたり、自己評価や相互評価ができたりするなどの利点がある。

※10 プログラミング教育 (P.6)

コンピューターに人間が意図した処理をするように指示を与える作業のこと。
小学校段階におけるプログラミング教育は、平成29年3月に小学校学習指導要領改訂が行われ、令和2年度から全面实施となった。

※11 子どもの居場所づくり教室 (P.7)

学校外の時間を使って軽スポーツや工作などの多彩なプログラムで、友達や地域の人たちとふれあう活動を行っている。基山町では土曜日に原則月2回実施している。

※12 スクールカウンセラー (P.7)

心理についての専門性を持ち、学校において、児童・生徒が抱えるさまざまな課題について解決のための助言や指導などを行う臨床心理士の資格などをもった非常勤職員。助言や指導の対象は、児童・生徒や保護者のみでなく、教職員も含まれる。

※13 キャリア教育 (P.8)

子供たちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための教育。

※14 性的マイノリティ (P.7)

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々の総称。
性的マイノリティのカテゴリーを表す言葉の一つとして「LGBT」がある。

※15 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」 (P.9)

スポーツ庁及び文化庁により令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、令和4年12月に国が策定したもの。学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が提示されている。

※16 教育支援センター（まいる一む） (P.11)

小中学校を長期で休んでいる子供のために、学籍のある学校とは別の場所に教育委員会等が用意した公的機関。不登校の状態にある児童生徒のための自立を支援する場所である。基山町教育支援センター（まいる一む）は、令和3年10月に保健センターに開設した。

※17 学校運営協議会

（コミュニティ・スクール） (P.12)

学校と保護者や地域住民とともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるもので、法律（地教行法

第47条の5)に基づいた仕組みで、基山町立3小中学校では令和2年度から取り組み始めた。

※18 小規模特認校 (P.12)

学校選択制の一つである特認校制を小規模校で実施するもので、特定の学校を「特認校」として指定し、少人数での教育の良さを生かした、きめ細かな指導や特色ある教育を行うもの。

基山町では、教室数や放課後児童クラブの受け入れ等に余裕がある若基小学校に令和2年度にこの制度を導入して、令和3年度から町内全域から通うことができるようにしている。

※19 就学援助制度 (P.12)

経済的な理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して行っている支援制度の一つ。

基山町では、生活保護世帯に準ずる程度に経済的に困窮している世帯に対し、学用品費や給食費等の就学上必要な経費の一部を町で援助している。

※20 育英資金 (P.12)

意欲ある学生(高校生、専門学校生、大学生等)を対象に、町から無利子で学生に奨学金を貸与するもの。

基山町では令和4年度に償還期間を6年間から10年間に延長した。より利用しやすい制度となるよう支給額の増額等を検討している。

※21 千塔山(せんどやま)遺跡(いせき)出土

青銅製鋤先 (P.13)

千塔山遺跡は、基山駅前(モール商店街付近)の標高約50mの小高い丘陵地にあった、弥生時代終わり頃の環壕集落跡。発掘調査の結果、約40棟の竪穴住居跡が確認され、集落の周囲は断面がV字形やU字形の溝に囲まれていた。

青銅製鋤先は、溝や住居跡から計7点出土し、その

うち2点は完全な形のものである。鋤とは現在のスコップのようなもので、鋤先とはその先端に装着されるものにあたる。

※22 ホンゲンキョウ (P.13)

飾り終えた門松やしめ縄といった正月飾りを神社などで燃やす、日本の伝統的な火祭り行事のこと。正月に迎えた歳神様を見送り、一年の幸せを祈願するために旧暦の新年最初の満月の日にあたる1月15日に行われる。正月飾りをそのままゴミとして廃棄するのではなく、神聖な火で燃やし、満月の力によって浄化することで、一年間の災いや悪運を払うことができると考えられている。また、この火は「穢れを清める」「新しい命を生み出すもの」であり、縁起が良いとされている。

※23 御神幸(みゆき)祭 (P.14)

荒穂神社の秋の祭礼で毎年秋分の日に行われる。この祭りでは、災払(さいばらい)、鉦(かね)風流(ふうりゅう)、獅子舞、羽(は)熊(ぐま)、挟箱(はさみばこ)などの民俗芸能が奉納される。祭の1週間前から、しめ縄建てのほか、前日の夜更けには柴垣の座が行われる。

当日には、早朝から本殿で神事があり、御神体を神輿に移して約2km離れた御仮(おかり)殿(でん)(多世代交流センター憩いの家広場)へ向かい、正午から御仮殿で神事と各民俗芸能が奉納され、その後、行列を作り本殿へ戻る。町指定無形民俗文化財に指定している。

※24 園部くんち (P.14)

宝満神社の秋の祭礼として毎年10月17日に近い日曜日に園部地区(1・2区)の氏子たちによって行われる。祭りは、早朝に本殿で神事が行われ、ご神体を神輿に移し、行列を作って約250m離れた御仮

殿へ下る。午後、御仮殿で神事を行い再び行列を作
って本社へ戻る。行列の途中では、羽熊や挟箱によ
る独特の芸能が演じられる。町指定無形民俗文化財
に指定している。

※25 歴史的風致維持向上計画 (P.14)

基山町の歴史的風致を構成する歴史的な建造物や歴
史・伝統を反映した人々の活動を文化遺産として守
り、活かす歴史まちづくりの推進を図ることを目的
として、「地域における歴史的風致維持向上に関する
法律」に基づき策定した計画。

※26 通天洞 (P.14)

基津城を築いた天智天皇を称える碑である『天智天
皇欽仰之碑』と同年の昭和8年(1933)に建造された避
難所。陸屋根のボックス形の建造物は、当時としては
先進的な意匠であり、コンクリート洗出し技法を用い
た建造物。展望所としても使われていたが現在は耐震
性の問題で、中への立ち入りはできない。

※27 ガイダンスセンター (P.15)

基山の歴史と文化を情報発信し、かつ町域で活動
する関係団体の活動拠点とする施設を整備すること
で、情報共有を図り広がりのあるまちづくり活動へ
と結び付けていく建設予定施設で、維持向上すべき
歴史的風致の多世代交流施設としても活用する。仮
称として、きやまんもん文化遺産情報館(仮称)と歴
史的風致維持向上計画に記述している。

※28 こども家庭センター (P.15)

児童福祉法に基づき市町村が設置するもので、全
ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援
を行う機能を有する機関。児童福祉と母子保健の一
体的支援を実施する。基山町では、令和6年4月、
保健センターにこども家庭センターを設置した。

※29 子育て世代包括支援センター (P.16)

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保
健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関す
る様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの
策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調
整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目
のない支援を一体的に提供している。基山町では、
平成30年10月に保健センターに設置した。令和6
年4月には、子育て世代包括支援センターの機能は
維持したうえで、組織を見直し、母子保健と児童福
祉との一体的相談支援機関として、こども家庭セン
ターを設置した。

※30 ヤングケアラー (P.16)

本来ならば大人が担うと想定されているような家
事や家族の世話、介護を日常的に行っている子供の
ことを指し、責任や負担の重さにより、学業や友人
関係などに影響が出てしまうことがある。

※31 放課後児童クラブ (P.17)

放課後または学校休業日の家庭において、保護者
の就労等により保育に欠ける小学生児童に、適切な
生活や遊びの場を与えて、健全な育成を行うもの。
基山小学校区に4教室、若基小学校区に2教室を設
置して1～6年生の対象児童を受け入れている。



基山町教育委員会 教育学習課

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地



教育総務係	0942-92-7980	FAX 0942-92-0741
学校教育係	0942-92-7980	FAX 0942-92-0741
ふるさと歴史のまち推進係	0942-92-2200	FAX 0942-92-0741

基山町教育プランはWEB でもご覧いただけます。(概要版も掲載しております)

